○国土交通省告示第三百四十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。 令和四年三月十五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事 (士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジまで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道士別市多寄町地内
- 2 使用の部分 北海道士別市多寄町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事(士別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジまで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」(以下「本件事業」という。)は、北海道上川郡剣淵町藤本町地内の士別剣淵インターチェンジから同道名寄市豊栄地内の名寄インターチェンジまでの延長24.0kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする高速自動車国道新設工事並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する(以下これらを「関連

事業」という。)。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第6条の規定に基づき国土 交通大臣が行うこととされているものであり、また、関連事業について、起業者であ る国土交通大臣は、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件 事業を開始していることなどの理由から、起業者である国土交通大臣は本件事業を遂 行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線(以下「本路線」という。)は、 北海道函館市を起点とし、名寄市に至る延長約497kmの路線である。

本路線の終点部である名寄市は、農業が盛んな地域であり、生産されたもち米等の農産物は、本件区間に対応する一般国道40号(以下「現道」という。)等を経由して、道内や苫小牧港から道外へ輸送されている。

しかしながら、現道は、物流等による通過交通に広く利用されているとともに、信号交差点が連続する士別市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、同市街地では物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、士別市南町地内で11,280台/日であり、混雑度は1.42となっている。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の大沼公園インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまでの区間と接続し、一般国道40号名寄美深道路と連絡することで、道北地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、起業者が「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、平成3年2月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和3年12月等に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物に ついては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における天然記念物であるヒシ クイ、マガン等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4 年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるチュウヒ等、環境省レッドリ ストに絶滅危惧 I B類として掲載されているアカモズ等、絶滅危惧 II 類として掲載 されているニホンザリガニ等、準絶滅危惧として掲載されているエゾクロテン等そ の他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物に ついては、環境省レッドリストに絶滅危惧IB類として掲載されているクロミサン ザシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトカチスグリ等、準絶滅危惧として掲載 されているイヌタヌキモ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の 観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす 影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は ない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減さ れると予測されている。主な保全措置として、エゾクロテンについては、道路内へ 進入する可能性があることから、進入防止柵の設置等を実施することとしている。 ニホンザリガニについては、生息環境の一部が改変されるおそれがあることから、 専門家の指導助言を受け、個体の移設を実施することとしている。加えて、起業者 は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、 必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5か所存在するが、このうち4か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても、北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を新たに建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である中間ルート案、山側ルート案及び市街地側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案

とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、移転対象物件数が最も少ないこと、路線延長は最も長いものの、切盛土の土工バランスが最も良く、 残土処理の量が少ないことから施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘 案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、道北地域と道央地域等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、士別市長を会長とする北海道開発幹線自動車道道北建設促進期成会より、高速交通ネットワークを形成することにより産業・経済の活性化、観光の振興等を図る観点などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道士別市役所